

令和7年度 第2回正副管理者会議議事要旨

【1】開会

【2】管理者あいさつ

＜管理者＞令和7年10月27日に招集予定の議会定例会に提出を予定している案件についてご審議をいただきたい。また、消防庁舎整備事業の進捗状況等についてご報告をさせていただく。

【3】議事

〔1〕議会定例会（令和7年10月27日招集予定）提出議案

1 令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）

＜議案第9号＞（案）

＜事務局＞補正額は2,229千円の増額をしようとするものである。補正後の予算規模は、7,597,181千円となる。歳出補正額の主な内容は、令和7年4月の人事異動に伴う人件費2,461千円の減、鳥取市から派遣を受けていた職員に係る退職手当負担金2,717千円の増、物価高騰等の影響による環境クリーンセンターのブルドーザー購入費543千円の増、損害賠償請求事件提訴に係る弁護士委託費1,430千円の増となっている。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞〔了承〕

2 令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について

＜議案第10号＞（案）

＜事務局＞決算規模は、一般会計の歳入が5,690,156千円、前年比較で494,975千円・9.5%の増、歳出が5,582,997千円、前年比較で495,981千円・9.7%の増となっている。また特別会計の歳入が2,356千円、歳出が2,346千円となっている。決算収支は、一般会計が実質収支97,297千円の黒字、特別会計が実質収支10千円の黒字である。

＜副管理者＞八頭消防署若桜出張所整備事業費について、本体資料が119,731千円、決算事業別概要書が119,732千円となっているので、一致させておいた方がいい。

＜事務局＞端数調整を確認して、一致するよう修正する。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞〔了承〕

3 鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

＜議案第11号＞（案）

＜事務局＞緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した

消防職員に対する特殊勤務手当を新設するためである。特殊勤務手当の内容は、1日につき1,080円で、日没時から日出時に業務に従事したときは100分の50に相当する額を、法令に基づき立入禁止等の措置がなされた区域内で業務に従事した場合は100分の100に相当する額を加算して支給するものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

4 工事請負契約の締結について

《議案第12号》（案）

< 事務局 > 因幡霊場内部改修（機械）工事施工のため、工事請負契約を締結するものである。契約方法は公募型指名競争入札、契約金額は268,400千円（税込）、契約の相手方は因幡霊場内部改修（機械）工事鳥取ビルコン・エネトピアエンジニア特定建設工事共同企業体である。

< 副管理者 > 最低制限価格の設定は鳥取市と同じルールか。

< 事務局 > 鳥取市と同じである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

5 工事請負契約の締結について

《議案第13号》（案）

< 事務局 > 気高消防署新築（建築）工事施工のため、工事請負契約を締結するものである。契約方法は公募型指名競争入札、契約金額は433,840千円（税込）、契約の相手方は気高消防署新築（建築）工事懸樋・大和特定建設工事共同企業体である。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

6 訴えの提起について

《議案第14号》（案）

< 事務局 > 平成24年4月6日に締結した消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター整備工事に係る請負契約に関し、当該契約の下請け業者である相手方が、独占禁止法違反により平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。相手方は当該処分を不服として取消訴訟を提起したが、令和6年3月21日に最高裁が上告を棄却したことから、相手方に対し、本組合が被った損害の賠償を求めるものである。

< 副管理者 > 送付した内容証明郵便はいつ相手方に到達したか。

< 事務局 > 内容証明郵便は8月21日に送達し、9月4日に相手方からの回答が届いた。

< 副管理者 > この相手方に対する訴訟の事案は他の自治体でもあるか。また他の自治体での損害賠償金はどのくらいか。

< 事務局 > 他の自治体でも同様の訴訟が行われており、損害賠償額は同等の案件で約4～

８％となっている。

＜ 管 理 者 ＞ この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

〔２〕その他

＜報告事項＞

１ 消防庁舎整備事業の進捗状況について

＜ 事 務 局 ＞ 消防庁舎整備基本方針に基づき、整備が必要な９施設のうち５施設の整備が完了した。進行中の事業について、八頭消防署若桜出張所は、令和７年２月から工事に着手し、現在１階部分の配筋・型枠を施工中だが、８月現在の進捗率が当初計画より約１１％遅れている。理由は、柱状改良工事を行うにあたって試掘による事前配合試験を実施したところ、所定の強度が確保できないことが判明し、追加調査を行った。この結果、改良不良となる層が見つかり、該当する層を撤去してからの柱状改良を行う必要が発生したため、調査等に伴う工事中止期間と土質置換期間を含めた約４０日の遅れが生じた。これにより、工期が令和８年４月末まで延長となる見込みである。気高消防署は、先ほど議案第１３号で説明のとおり、本年１０月議会の議決後に着工し、令和８年度末の運用開始を目指している。今後の方向性は、現行の消防庁舎整備基本方針での整備未着手である鳥取消防署国府分遣所と鳥取消防署吉方出張所について、今年度立ち上げた消防庁舎整備計画検討会で検討を始めた。さらに令和８年度以降検討としている気高消防署青谷出張所、湖山消防署、消防局・鳥取消防署についても、消防庁舎整備計画検討会で併せて検討を始めている。

２ 消防庁舎整備計画検討会の進捗状況について

＜ 事 務 局 ＞ 検討会の開催状況は、本年７月に消防庁舎整備計画検討会を立ち上げ、同月に第１回目を開催し、現在までに計３回の検討会を実施した。３回の検討会をとおして、特に吉方出張所と国府分遣所、湖山消防署について、早急な整備が必要であると共通認識を図った。今後は、吉方出張所と国府分遣所の整備の方向性の総合的な検討、その後の消防局・鳥取消防署、湖山消防署、青谷出張所についての検討、訓練施設の整備及びかかる財源について比較検討などを行っていく。最終的には、今年度末までに、それぞれの整備優先順位や整備目標年度を決定し、それらを盛り込んだ内容の新たな消防庁舎整備計画（案）の策定を目指している。

【４】そ の 他

〔１〕今後の行事予定について

〔２〕その他

＜ 事 務 局 ＞ 職員採用試験の第１次試験を９月２１日に実施したところ、事務職１人程度の募集に対し３人、消防職一般枠４人程度に対し１１人、消防職高校新卒枠３

人程度に対し１０人の受験者があった。１０月７日に試験委員会を開催し、事務職２人、消防職一般卒８人、消防職高校新卒卒５人を第１次試験合格予定者として決定、本日正午に公表を行う。

【５】閉 会